⑼　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　総務部調達管理課
⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑵により申請書、資料及び単価見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
⑿　次のいずれにも該当する契約先は、当該独立行政法人から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなったので、詳細は入札説明書を参照すること。
イ　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。
ロ　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
⒀　詳細は、入札説明書による。
⒁　問い合わせ先
イ　令和５・６年度一般競争参加資格の認定に関する事項
⑴　申請方法について　当機構ＨＰ（https://www.ur-net.go.jp/order/info.html）を参照
⑵　問い合せについて　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部調達管理課　電話03―5323―2208
ロ　公募条件に関する事項　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー17階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　技術監理部工務課　電話03―5323―4927
ハ　設計図書、現場説明書及び単価見積書に関する事項　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー18階　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　設計部団地設計第１課　電話03―5323―4517
ニ　入札手続きに関する事項　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　総務部調達管理課　電話03―5323―2208

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Director General in charge of East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency.
⑵　Classification of the services to be procured: 41
⑶　Reconstruction of the 2nd Apartment building, urban development in the 5th phase project at Toyoshikidai housing complex
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. 6 December 2023
⑸　Time-limit for the submission of tenders: 12:00 A.M. 4 March 2024
⑹　Contact point for tender documents: Procurement Management Division, General Affairs Department, East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency, 6―5―1, Nishishinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163―1382 TEL 03―5323―2208

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年10月27日
独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
本部長　倉上　卓也

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　旧東永山小学校地区第１住宅建設工事（以下「本工事」という。）
⑶　工事場所　東京都多摩市永山３丁目９番
⑷①　工事内容、エレベーターの保守管理業務内容　建築工事一式、電気工事一式、機械設備工事一式（ＥＶを含む、ガスは除く）、土木工事（防火水槽のみ）
イ　住棟　鉄筋コンクリート造　地上10階建　１棟（建築基準法上の住棟数、以下同じ）　住宅戸数59戸　延床面積約3,061㎡
ロ　住棟　鉄筋コンクリート造　地上10階建　１棟　住宅戸数79戸　延床面積約4,010㎡
ハ　住棟　鉄筋コンクリート造　地上10階建　１棟　住宅戸数63戸　延床面積約3,469㎡
ニ　付属棟　バイク置き場　延床面積約38㎡　ゴミ置き場１　延床面積約37㎡
②　エレベーターの保守管理業務内容　エレベーター供用開始後20年間の保守管理業務
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和９年11月26日まで（予定）（一次指定部分（住棟工事一式）令和８年９月４日まで、二次指定部分（その他付属棟等工事一式）令和９年４月30日まで）
⑹　追加工事　なし
⑺　工事実施形態
イ　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」、「配置予定技術者」及び「施工計画」に関する資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
ロ　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料及び単価見積書の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難い者は、当機構東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
なお、紙入札方式に関する申請については、５⒁ニに承諾願を２部提出して行うものとする。様式については、当機構ＨＰより入手すること。（詳細は、「機構ＨＰ」→「入札・契約情報」→「入札・契約手続き」→「電子入札」→「電子入札運用基準」よりダウンロード可能。）
ハ　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
ニ　本工事は建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事である。
ホ　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
ヘ　本件の落札者は、工事の契約に先立ち、当機構と「設計・施工に関する覚書」を交換し、実施設計図書を作成する。実施設計図書が完成したときは、「設計・施工に関する覚書」に基づき、工事請負契約を締結する。
ト　本工事は、申請書及び資料の提出と同時に単価見積書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた単価見積書を予定価格に反映させることができる、見積もりの提出を求め活用する方式の試行工事である。
なお、見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載した資料を工事契約後速やかに提出すること。
チ　本工事は、４週８閉所促進工事（発注者指定方式）の試行工事である。
リ　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
ヌ　本工事は、建設現場の生産性向上に資する取り組みについて評価を行う試行工事である。工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
ル　本件の落札者は、工事の契約に先立ち、当機構と「エレベーター保守管理業務に関する覚書」（「設計条件書による。」）を交換する。また、当該工事の完了時までに「エレベーター保守管理業務に関する覚書」に基づき「協定書」（「設計条件書」による。）を締結する。